

公職選挙法の一部を改正する法律案 概要

(選挙準備期間確保関係)

✎ 第51回衆議院議員総選挙では、衆議院の解散から投開票までの期間が現行憲法下で最短の16日間となり、選挙準備期間の短さから、各地で投票所入場券の発送が期日前投票に間に合わない等の混乱を生じた。

✎ このような超短期決戦では、立候補者や政党も準備を十分に行えないため、与野党の主張・政策が浸透せず、有権者が十分な判断材料を得られない懸念がある。

⇒こうした課題を解消し、懸念を払拭するため、解散の日から選挙期日までに一定の期間を確保する必要がある。

あわせて、同様の状況が生じ得る地方公共団体の議会の解散による選挙等についても、同様の措置を講ずる必要がある。



衆議院の解散の日から選挙期日までの期間の下限の設定

衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の公示は、解散の日から14日以後に行われるようにする(※)こと。

※条文上は、選挙期日を解散の日から26日以後40日以内とするものとして規定。

地方選挙における選挙事由の発生の日から選挙期日までの期間の下限の設定

地方公共団体の議会の解散等による一般選挙並びに地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙及び補欠選挙の告示は、当該選挙を行うべき事由が生じた日から14日以後に行われるようにする(※)こと。

※条文上は、選挙の種類に応じ、選挙を行うべき事由が生じた日から選挙期日までに一定期間を確保すべきものとして規定。